

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

会津坂下町長 古川庄平

市町村名 (市町村コード)	会津坂下町 (07421)
地域名 (地域内農業集落名)	高寺地区 (洲走集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月19日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本集落は、りんご、水稲、そば等の作付けにより集落農業が展開されており、集落内の認定農業者数は7経営体(集落内4経営体、入作3経営体)、耕作農家数は4経営体である。</li> <li>・集落内農地のほとんどを認定農家4経営体と耕作農家4経営体が担っている現状にあることから、この8経営体を集落農業の担い手農家に位置付け、集落農業を維持・継承していきたい意向がある。</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山際は岩盤であり、雨や雪により、土砂崩れが起こり、農道や水路をふさぐことがある。</li> <li>・農業従事者の高齢化や後継者不在により、今後、農道や水路等生産基盤の維持管理、草刈作業など人足時の人手が不足することが予想されることから、作業等の省力化(外部委託等)を図る必要がある。</li> <li>・耕作農家が今後も担い手として継続するには、基盤整備事業、新技術の導入、機械購入の補助が必要となる。</li> <li>・りんご栽培は、耕作条件が悪いため、委託先が見つからない。</li> <li>・クマやイノシシ等の予防策として、電気柵を設置しているが、果樹等の被害が続いている。</li> </ul>
---

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> <li>・「集落の農地は集落で守る」を基本理念として、地区内の認定農業者、耕作農家で集落農業を担っていく。</li> <li>・水稲は機械故障や年齢的な要因等で営農継続が困難となった場合は、農地中間管理機構を通して、集落内の継続意向のある担い手に集積する。</li> <li>・水稲は、補助事業を活用し畦畔除去及び均平作業による区画拡大を図っていく。</li> <li>・りんご等の果樹栽培は、管理の簡略化や収穫作業の効率化を目指して、新技術の導入を検討していく。</li> <li>・集落全体で担い手農家を支える体制を構築し、将来にわたり継続できる集落農業の確立を目指す。</li> </ul>
---

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	27.00 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	27.00 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

<p>農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。</p>
--

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画を集落全体で共有し、集落内の住民同志が協力・共存する集落農業確立に向け、話を重ねていく。</li> <li>・水稲は離農や規模縮小等が発生した場合、連担する担い手を基本として、農業委員会及び農地中間関連機構と連携し、農地の集積、集団化を図る。</li> <li>・機械・施設等の強化・充実は補助事業を活用するとともに、リース・レンタル・共同利用・第三者継承等による導入も検討する。</li> </ul>
(2)農地中間管理機構の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落内の農業を担う者への農地集積・集約化においては、農地中間管理機構を活用する。</li> </ul>
(3)基盤整備事業への取組方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・水路・農道等の農業用施設の整備は、町、土地改良区と連携しながら、補助事業等を活用して進める。</li> <li>・水路・農道等の維持管理等は、外部委託を積極的に活用しながら継続的な農業用施設の維持と機能発揮に努める。</li> </ul>
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の農地耕作を継続するため、補助事業等を活用し現状維持を図る。</li> <li>・集落の次世代候補育成のため、集落が一体となり、協力していく。</li> </ul>
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・水稲における、直播作業や防除・追肥作業においては、町内の作業受託業者の情報があり、農家ごとに実情を考慮しながら情報提供を行う。</li> </ul>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①電気柵設置による継続的な対策を実施するとともに、隣接行政区への設置を推進し広域での対策強化を図る。また、町と連携をとり、罟設置や空き家対策に努める。
- ③防除や追肥作業等についてスマート農業(委託含む)を取入れ、作業省力化によるコスト縮減、所得確保を目指す。
- ⑦水路、農道等の農業用施設の管理については、集落全体で維持・管理に努め、大型機械による管理や防草ネット等により省略化を図る。